土砂災害特別警戒区域内における建築物の構造規制について

●建物の外壁等の構造方法が定められています。

土砂災害特別警戒区域内(レットゾーン)においては、<u>居室を有する建築物</u>を新築、増築、改築する場合は、外壁等の構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造としなければなりません。

土砂災害を防止するために、崩壊土砂の衝撃を受ける高さ以下にある構造耐力上主要な部分の構造 基準が詳細に定められています。

*根拠法令:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第23条 建築基準法施行令第80条の3、国土交通省告示第383号

Q&A

「居室を有する建築物」の居室とは?

回答: 住居・執務・作業・集会・娯楽などの目的のために、継続的に使用する室のことを言います。 このような室が1室でも含まれれば、「居室を有する建築物」となります。

(倉庫、車庫などは居室には該当しません。これらのみの建築物は対象外です。)

「構造耐力上主要な部分」とは?

回答: 基礎・壁・柱・小屋組・土台・斜材・床版・屋根版・横架材を言い、建築物の自重、積載荷重、 振動、衝撃を支える、建築物にとって非常に重要な部分です。

太田市役所都市政策部建築指導課

TEL 0276-47-1837